



## 隔離・診断・個人情報に関する問題点

挙国一致の防疫対策が進み、復業の日が目と鼻の先にまで近づいて参りました。  
本日は復業後の隔離・診断・個人情報に関する問題点について触れていきます。

### 一、外地から上海へ戻った従業員の隔離及び出勤は、どのようにして決められるのでしょうか？

隔離が必要な状況は、一般的に以下の3つに分けられます。

1. 疫病流行重点地区から上海へ戻る従業員について、政府は14日間の隔離を明確に求めています。隔離期間は正常な出勤があったものと見なされます。
2. 非疫病流行重点地区から上海へ戻る従業員については、会社側から隔離を求めることになります。この場合も、隔離期間は正常な出勤があったものと見なされます。
3. 非疫病流行重点地区から上海へ戻った従業員が、会社側からの要求でなく、自主的に隔離を実施したときは、会社側の規定制度に基づきます。

### 二、従業員が新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、どのように賃金を支払えばよいのでしょうか？

すでに公布された関連政策では、現在医療活動及び疫病救済活動に参加している従業員が新型コロナウイルスに感染したときは、労災として処理します。しかし、中智会員企業様の従業員は、一般的にはこれに該当しないと思われます。医療活動等に参加していない従業員が業務外の原因により新型コロナウイルスに感染したときは、隔離期間内も通常と同じ賃金を支払わなければなりません。隔離期間を過ぎた後は、医療期間規定に基づき医療期間が定められ、その間は医療期間内の基準に基づいて賃金が支払われることになります。

### 三、企業は復帰した従業員の外出情報や健康情報を収集、報告することができますか？

「伝染病防治法」第12条1項及び第31条の規定によれば、中華人民共和国領内の全ての単位ないし個人は、疾病予防抑制機関や医療機構の伝染病に関する調査、検査、サンプル採取、隔離治療などの予防、抑制措置を受け、事実に基づいてその情報を提供しなければならないこと、疾病予防抑制機関や医療機構はプライバシーに関する情報や資料を漏洩してはならないことが定められています。また第31条には、如何なる単位や個人も、伝染病にかかったとき、もしくは伝染病に感染した疑いがあるときは、適時近くの疾病予防抑制機構及び医療機関へ報告しなければならないと規定されています。

企業は政府の防疫部門の求めに応じ、従業員の情報収集と管理を行い、従業員はこれに協力しなければなりません。また、企業が安全のための必要性に基づいて従業員の情報を収集するときは、適切なコミュニケーションを取らなければなりません。防疫に必要な範囲外の情報を得たり、個人情報を漏洩することは許されません。

もし従業員が、企業が法律法規に基づき防疫部門へ報告する義務を負う個人の健康情報について提供、協力を拒否しときは、防疫関連規定に基づく措置が取られることになります。

#### 四、疫病流行期間に外地から上海へ戻ってきた従業員は、どのような規定を遵守すべきでしょうか？

---

上海市政府は、「三つのカバー」と「三つの一律」政策を掲げています。「三つのカバー」とは、上海市を訪れた者の情報登録、重点地区の者の医学的観察、管理業務を完全にカバーするという意味です。また、「三つの一律」とは、上海へ来た者に対して一律に体温を測定し、疫病重点地区から来た者へ一律に医学的経過観察を行い、その他の地区から来た者へ勤務先より一律情報申告措置を取る、ということの意味しています。

湖北省などの疫病重点地区から、もしくは同地区を経由して上海を訪れる、または上海へ戻る者は、関連規定に基づき、進んで社区へ報告し上海市へ戻った日より14日間在宅隔離及び集中隔离による経過観察を受けなければなりません。これらの管理を受け、異常が認められない場合に、初めて正常な出勤が可能となるのです。

その他の地域から上海を訪れる、または上海へ戻る者は、上海へ戻った日より自身の体温を測り、事実に基づいて健康状態情報登記表を記載した上で、居住地の居民委員会及び当地政府機関の防疫指示に従わなければなりません。

また、新型コロナウイルス肺炎と診断された者と密接に接触した者は、関連規定に基づき隔離措置と医学的経過観察に自ら協力しなければなりません。

#### 五、もし従業員が在宅隔離及び集中隔离に協力しなければ、どのような結果を招くのでしょうか？

---

上海市警察が公布する「新型コロナウイルス感染肺炎疫病防疫期間における法に基づく違法犯罪への厳罰措置と社会安定維持の通告」によれば、疫病重点地区の者、またはこれらの者や新型コロナウイルスに感染もしくは感染の疑いがある者と密接に接触した者は、自発的に体温測定を受け、「健康状況情報登記表」に事実を記載した上で、14日間の在宅隔離及び集中隔离に積極的に協力しなければならない、としています。もしこの規定に反して登記を行わず、職務質問時に真実を申告せず、または関連する検査や在宅隔離、集中隔离による観察措置を拒んだときは、関連規定に基づき処理されます。これらの行為は治安上の違法行為または犯罪行為となるので、これに関わった者は公安機関によって法的責任を追求されることになります。また、疫病流行重点地区から来た者または同地区に立ち寄った者、またはこれらの者や新型コロナウイルスに感染もしくは感染の疑いがある者と密接に接触した者に発熱、脱力感、空咳などの感染を疑われる症状が現れたときは、自発的に関係機関へ報告しなければなりません。自発的にこれらの報告を行わず、検査及び検疫や隔離措置、治療を拒み、伝染病の伝播をもたらした公共の安全を脅かした者は、法に基づき刑事責任が問われることとなります。なお、これらの行為が犯罪行為を構成しない場合でも、法に基づき行政処罰を受けることになります。

特殊时期連絡先：

fengchh@ciicsh.com

#### 【注意】

この資料は、中智「智櫻会」会員企業の責任者のみ送信しています。

中智「智櫻会」  
2020年2月14日